

# 一般向けデータ提供サービス利用規約

令和3年9月14日ジャパンリンクセンター運営委員会制定

この利用規約（以下「本規約」といいます。）は、ジャパンリンクセンター（以下「JaLC」といいます。）が、JaLCに登録されたDOI、及びDOIを付与された国内の学術論文（論文中に含まれる図表等の論文付随情報を含みます。）、書籍、特許情報、研究データ等のコンテンツ（以下「コンテンツ」といいます。）の書誌データ等に係る一般向けデータ提供サービス（以下「本サービス」といいます。）について、JaLCと利用者（ただし、JaLCの正会員及び連携機関を除きます。）との間の利用方法、その他必要な事項を定めるものです。

本規約は、本サービスを利用するにあたっての利用者の一切の行為に適用されるものであり、利用者は、本サービスの利用をもって、本規約に同意したものとみなします。

## 第1条（目的）

JaLCは、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）、国立研究開発法人物質・材料研究機構（NIMS）、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立情報学研究所（NII）、国立国会図書館（NDL）が共同で運営するDOI登録機関であり、日本におけるDOIの普及によって国内及び海外の情報サービスの利便性向上と国内学術コンテンツの国際的流通の促進を図ることを目的としています。

2. 本サービスは、JaLCに登録されたコンテンツに係るデータのオープン化を推進し、ひいては我が国の科学技術の発展に資することを目的としています。

## 第2条（定義）

本規約において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定めるとおり定義します。

- (1) 「JaLC提供データ」とは、JaLCが、本サービスを通して利用者に提供するデータの総称をいいます。
- (2) 「JaLC運営委員会」とは、JaLCの運営を効果的かつ円滑に推進することを目的として、「JaLCプロジェクト運営にかかる覚書」に基づき設置されている委員会をいいます。
- (3) 「正会員」とは、ジャパンリンクセンター参加規約に従って入会手続きを行い、JaLCの正会員として認められた者をいいます。
- (4) 「連携機関」とは、JaLCが連携する法人もしくは団体をいいます。

## 第3条（提供サービス）

JaLCは、DOI、DOIを付与されたコンテンツに係る標題、著者、収録ジャーナル名、収録巻・号、開始ページ、ISBN、ISSN等（以下「書誌データ」と総称します。）、インターネット

トアドレス (URL) 等のコンテンツの所在を特定する情報 (Uniform Resource Identifier。以下「URI」といいます。) 及び学術論文に係る抄録 (以下「論文抄録」といいます。) を、本サービスを通して利用者に提供します。ただし、以下に定めるとおり、サービスにより提供されるデータの種類が異なります。

利用者は、JaLC がインターネット上で公開・提供する以下のサービスを利用することができます。

(1) 「JaLC コンテンツ検索」

DOI、コンテンツのタイトル又は著者名等から、JaLC に登録されているコンテンツの DOI、書誌データ、URI、及び論文抄録を JaLC の Web サイト上で検索及び閲覧することができるサービスです。

(2) 「DOI コンテンツ検索」

API を利用して、DOI を指定してリクエストするとことで、指定された形式に合わせて該当するコンテンツに係る DOI、書誌データ、URI を取得することができるサービスです。

(3) 「JaLC メタデータ提供」

JaLC に登録されているコンテンツすべてに係る DOI、書誌データ、URI を圧縮ファイル形式により一括でダウンロードすることができるサービスです。なお、ダウンロードできる情報は半年に一度更新されるものであり、利用者のダウンロード時における最新の情報ではありません。

表. 本サービスで提供されるデータ

項番	サービス	DOI、書誌データ、URI	引用情報	論文抄録
(1)	JaLC コンテンツ検索	○	×	○
(2)	DOI コンテンツ検索	○	×	×
(3)	JaLC メタデータ提供	○	×	×

第 4 条 (著作権等)

JaLC 提供データに含まれる論文抄録の著作権その他一切の権利は、当該論文抄録の作成者その他権利を有する第三者 (著者及び出版社等の発行機関を含みます。) に帰属します。

2. 本サービスの利用をもって、前項の権利が利用者に譲渡又は移転されるものではありません。

第 5 条 (利用条件)

利用者は、本規約の定めに従い、JaLC 提供データを利用端末上で検索及び閲覧できるも

のとします。

2. 利用者は、DOI、書誌データ及び URI を利用目的及び態様を問わず自由に利用できますが、本規約の定めに従わなければなりません。
3. 利用者は、正会員があらかじめ許諾している場合（次条に定める「抄録ライセンスフラグ」にて「可」と設定されている場合をいいます。）に限り、論文抄録についても前項に規定する DOI、書誌データ及び URI と同一の条件で利用できるものとします。

#### 第6条（抄録ライセンスフラグ）

JaLC は、前条第3項に定める、利用者の論文抄録利用に対する正会員の許諾可否を「抄録ライセンスフラグ」により設定するものとします。

2. 利用者は、前項の「抄録ライセンスフラグ」を自己の責任により確認するものとします。
3. 利用者は、「抄録ライセンスフラグ」にて「不可」と設定されている場合は、当該論文抄録の閲覧のみ可とし、いかなる利用も認められません。ただし、以下の場合は除きます。
  - (1) 当該論文抄録を登録している正会員より直接許諾を得た場合。
  - (2) 著作権法において著作権者等の許諾を得ることなく利用が認められる場合。

#### 第7条（禁止事項）

利用者は、本サービスを利用するに際し、次に掲げる行為を行ってはなりません。

- (1) 著者、発行機関、JaLC 及び第三者の知的財産権その他の権利若しくは利益を侵害する、又はそのおそれのある行為
  - (2) 法令、本規約に違反し、若しくは公序良俗に反する行為又はこれらのおそれのある行為
  - (3) 関連するシステム、プログラムに関し、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル又はソースコードを抽出する行為
  - (4) 不正アクセス行為、不正アクセスを試みる行為その他本サービスに過度な負荷をかける行為若しくはウイルス等に感染したファイルの送信等、本サービスの運営、管理において支障を及ぼす又はそのおそれがある行為
  - (5) 機械的及びそれに準じた手段を用いて、JaLC が許諾する以外の方法で JaLC 提供データを大量にダウンロードする行為
  - (6) 本規約の目的に反する行為
  - (7) その他、JaLC が不適切と判断する行為
2. JaLC は、利用者が前項各号に定める行為を行った場合、当該利用者による本サービスの利用を停止又は制限その他適当と判断する措置を講ずることができます。
  3. JaLC は、前項に基づく本サービスの利用の停止、制限等に起因又は関連して利用者に損害、損失、障害、費用等が発生した場合、一切の責任を負いません。

#### 第8条（システムの運用制限）

JaLC は、サービスの維持、補修その他の必要があるときは、予告なく本サービスの運用の停止、休止又は中断を行うことができるものとします。

2. JaLC 提供データは、随時追加、修正、削除等の変更が行われる可能性があり、利用者はそのことを理解のうえ、本サービスを利用するものとします。
3. JaLC は、前二項に基づく本サービスの中断等や JaLC 提供データに起因又は関連して利用者に損害、損失、障害、費用等が発生した場合、一切の責任を負いません。

#### 第9条（免責）

利用者は、自己の責任において本サービスを利用するものとし、利用者が JaLC 提供データを用いて行う一切の行為について、JaLC は何ら責任を負いません。

2. 利用者は、本サービスの利用に関し第三者との間で紛争等が発生した場合、利用者の費用と責任において解決するものとし、JaLC の故意又は重過失による場合を除き、JaLC は一切関知しないものとします。
3. JaLC は、JaLC 提供データについて、正確性、最新性、完全性、信頼性、有用性、目的適合性等、いかなる保証もいたしません。

#### 第10条（本サービスの変更及び終了）

JaLC は、JaLC の裁量により本サービスの内容を変更することができます。また、事前に予告した上で、サービスの提供の一部又は全部を終了することができます。

#### 第11条（規約の変更）

JaLC は、合理的に必要と判断したときは、効力発生時期を定めて本規約の条項を変更・追加し、Web サイトへの掲載又は JaLC が相当と判断する方法で利用者に周知します。

#### 第12条（損害賠償）

利用者が JaLC 提供データの利用に関し、JaLC に損害を与えた場合、JaLC は、当該利用者に対し損害賠償を請求することができるものとします。

#### 第13条（準拠法及び管轄裁判所）

本規約は日本法に準拠し、同法に基づき解釈されます。また、本サービスの利用に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。